

令和5・6年度第1回国分寺市青少年問題協議会

日 時：令和5年7月20日（木） 午後2時～午後3時30分

場 所：国分寺市役所 第3委員会室

出席委員：成瀬大輔（会長），田中久美子（副会長），長谷川久見子，井上和憲，右高博之，西川葵，熊沢渉，青木伸道，田中芳幸，瀧山美恵，柿崎洋一

欠席委員：波田桃子

事務局：子ども家庭部（宮本部長），子ども家庭部子ども若者計画課（千葉課長・城内若者支援担当係長・大原）

傍聴者：0名

事務局： 定刻になりましたので、これより青少年問題協議会に先立ち、初めに委員の委嘱を行いたいと思います。

本日はお忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。私は、子ども若者計画課若者支援担当係長の城内と申します。

本日は、市長が公務のため、子ども家庭部長より委嘱状を交付させていただきます。なお、委嘱状につきましては既に皆様の机上に配付させていただいております。よろしくお願いいたします。

子ども家庭部長： 今、事務局からご説明があったとおり、委嘱状につきましては机上配付をさせていただいております。お名前をお呼びさせていただきますので、よろしくお願いいたします。令和5年7月16日付で市長名にて委嘱をさせていただいております。期間については、令和5年7月16日から令和7年7月15日までの2年間になります。

公募により選出された市民の区分で、長谷川久見子殿、井上和憲殿。学識経験者の区分で、田中久美子殿、右高博之殿、西川葵殿、熊沢渉殿、成瀬大輔殿、青木伸道殿、田中芳幸殿、波田桃子殿。関係行政庁の職員の区分で、瀧山美恵殿、柿崎洋一殿。以上となります。よろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。委員の委嘱をさせていただきましたので、続いて、本日の協議会の成立について確認、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局： 委員12名中、現在の出席委員が10名、欠席委員が2名です。委員の過半数の出席がございますので、国分寺市青少年問題協議会条例第5条の規定により、本日の会議が成立することを確認いたしました。なお、欠席の波田委員については、児童相談所の業務と重なってしまったため欠席の連絡を頂いております。また、柿崎委員については、学校行事と重なってしまったため午後3時頃からの参加となる旨、連絡を頂いております。

事務局： ありがとうございます。ただいま、会の成立が確認できましたので、これより令和5・6年度第1回国分寺市青少年問題協議会を開催いたします。

なお、本協議会は、国分寺市青少年問題協議会条例第3条に会長が会務を総理するとありまして、本来は会長が進行を行うのですけれども、現時点ではまだ会長が選任されておられません。そのため、会長が決まるまでの間は私が引き続き司会をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の資料につきましては、机上にお配りさせていただいております。次第が1枚、それから資料1から6の資料となっております。資料4については、1点訂正がございます。資料4の第1回の「開催日時・場所」の項目で、皆様にメールで送付させていただいた際は会議場所が書庫棟会議室になってしまっておりましたが、正しくは第3委員会室になります。そこを修正したものを皆様の机の上に配付させていただいております。申し訳ございませんでした。

それ以外に、もし机の上にある資料がお手元がない、もしくは汚れているなどありましたらお知らせください。

では、次第に従いまして進行させていただきます。それでは、次第の2、

(1)。開会に当たりまして子ども家庭部長の宮本よりご挨拶申し上げます。

子ども家庭部長： 改めまして子ども家庭部長の宮本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本来であれば、協議会に先立ちまして市長がこちらに来まして、ご挨拶申し上げますところなのですが、先ほど事務局よりお話があったとおり、市長は公務がありまして出席できませんので、代わりに私から一言ご挨拶させていただきたいと思っております。

このたびは、国分寺市青少年問題協議会委員をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。また、日頃から当市の青少年関係の行政について深くご理解とご協力を頂き感謝申し上げますとともに、地域におきまして様々な活動にご尽力いただきまして、本当にありがとうございます。

さて、皆様ご存じかと思いますが、国におきましても、こども家庭庁がこの4月から設置されまして、子どもに関する取組、政策を社会の真ん中で捉える、「こどもまんなか社会」が動き出しました。国分寺市におきましても、今年度から2か年をかけて「次期子ども若者・子育ていきいき計画」を策定していきます。新しい時代の考え方や動向を踏まえつつ、地域の実情に合わせた事業実施を検討していきたいと考えております。

地域でご活躍されている皆様が、この協議会で議論される内容につきましては、ぜひ参考にさせていただきたいと考えております。国分寺市の新時代を担う青少年が将来へ希望を持ち、健やかに成長することができるように、委員の皆様方におかれましては、今後とも引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

事務局： ありがとうございます。続きまして次第2(2)。今期の委員となられま

した委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。お名前、それから所属されている団体、あと日頃のご活動など、簡単で構いませんので名簿の順番にご自己紹介をお願いできればと思います。

(委員自己紹介)

事務局： 続きまして、事務局の紹介をさせていただきたいと思います。

(事務局自己紹介)

事務局： 以上で委員自己紹介・事務局紹介を終わります。

ここで子ども家庭部長の宮本は次の公務がありまして、申し訳ないですがけれどもここで退席をさせていただきます。

事務局： それでは次に、次第2の(3)。会長及び副会長の互選に移りたいと思います。本協議会の会長及び副会長につきましては、国分寺市青少年問題協議会条例の第3条により、委員の互選により定めることとなっております。まず初めに、会長につきまして立候補もしくは推薦があればお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

委員： 前回、副会長を務めていただいた成瀬さんに、今回は会長をお願いできたらと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局： ありがとうございます。今、成瀬委員を推薦いただきました。前期、令和3・4年度の青少年問題協議会の副会長としてご活躍いただいております。いかがでしょうか。ご異議がないようでしたら、拍手をもってご承認をお願いいたします。

(拍手, 承認)

事務局： ありがとうございます。それでは、会長が決まりましたので、成瀬委員、会長席のほうへご移動をお願いいたします。

(移動)

事務局： ありがとうございます。ただいま、会長が選任されましたので、次の副会長の互選から成瀬会長に進行をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

会長： 承知しました。それでは皆様、改めましてよろしく願いいたします。成瀬でございます。それでは、ここから私、成瀬が進行させていただきます。ご協力のほどよろしく願いいたします。

では、副会長の互選を行いたいと思います。どなたか立候補または推薦のある委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

委員： 前回、会長の田中さんに副会長でまとめていただければと思います。

会長： ありがとうございます。前回、会長は別の方だったのですけれども、今期も継続で委員を務めていただいております、私からも田中委員を推薦させていただこうと思っていたところでございます。皆様、いかがでしょうか。

(拍手, 承認)

会 長： それでは、皆様にご承認いただいたということで、田中委員、よろしく願いいたします。

事 務 局： それでは、田中委員、副会長席のほうにご移動をお願いいたします。

(移動)

会 長： それでは、会長と副会長に選任いただきました私、成瀬と田中委員より簡単ですが挨拶を述べさせていただきたいと思います。まず皆様、ありがとうございます。国分寺市青少年問題協議会は地域のいろいろな方の知恵を持ち寄って、地域の子もたちに我々として何ができるかというのを考える場となっております。後ほど説明があるかと思いますが、国分寺市の取組としては、2年間のいろいろな活動を経て啓発的なものを作ったり、何か成果物を残すというような運営が続いておりますので、そういった目標に皆様、活発なご議論を頂ければと思っております。よろしく願いいたします。

副 会 長： ただいま副会長ということで選任されました田中でございます。私も前期に引き続きですが、今回新しくフレッシュなメンバーが参加されていて、これからのいろいろなディスカッションが有意義なものになりそうだなという気がしております。皆さん、忌憚のない意見を出し合って、いい協議会にしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

会 長： ありがとうございます。それでは、次第2の(4)に移りたいと思います。青少年問題協議会の活動についてですが、事務局よりご説明をお願いいたします。

事 務 局： それでは、本協議会の活動についてご説明させていただきます。資料2を御覧いただければと思います。本協議会につきましては、国分寺市青少年問題協議会条例に基づき、市長の附属機関として設置させていただいております。そして、青少年の指導、育成、保護及び矯正について課題等を検討する協議会となっております。

協議内容については、市の諮問に対し答申いただくときや、委員の皆様で国分寺市の青少年の指導、育成等に関して日頃ご活動されている中で課題と感じていることなどを基にテーマを決めて協議を頂いております。前期の令和3・4年度の青少年問題協議会では、地域のみんなで子どもと子育て中の方を支援していける国分寺市であるべきという考えから、子ども、子育て中の方、地域の方に向けて役立つ情報提供を兼ねた啓発ポスターを発行させていただきました。資料が前後してしまいますが、資料6が前期作成いただいたポスターとなっております。テーマである「みんなで支える地域でやさしく育てよう子どもの心」というタイトルと、その下に子どもや地域、子育て中の方向けに、それぞれの情報発信としてQRコードを載せた啓発ポスターを作成いただきました。

今期につきましても、市からの諮問事項は今現在はございませんので、後ほど皆様に今期のテーマを検討いただいて、そのテーマについて今年、それから

来年令和6年度にかけて協議を頂ければと考えております。

協議会の開催頻度につきましては、年4回から5回程度を想定しております。具体的な今期の活動計画案につきましては、資料4を御覧いただければと思います。表面が令和5年度、裏面に令和6年度の計画案をお示しさせていただいております。なお、委員の皆様で協議を頂く回とその日のテーマについてより深く協議いただくために、その分野について実践や研究などをされている講師の方をお招きして勉強会を行っております。それを合わせて年4、5回程度を想定しております。

表面の今年度予定につきましては、第4回に勉強会の実施を考えております。各会議日程につきましては、第2回につきましては8月25日、第3回については10月12日、勉強会の第4回については11月10日、第5回が1月26日を今のところ予定させていただいております。会議室等の予約の都合上、申し訳ございませんがこの日程を仮で押さえさせていただいております。お忙しい中大変恐縮ではございますが、ぜひご協力のほどお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

次に、それぞれの回で協議いただく内容のイメージをお伝えします。日にちの右側に書かせていただいております。本日第1回につきましては、この後令和5・6年度に取り組むテーマを検討いただきたいと考えております。そして第2回は、そのテーマの決定とテーマに関する勉強会を実施するに当たって講師の候補を皆様から頂きたいと思っております。第3回につきましては、決まったテーマについての議論を深めていただくのと、最終的にこの協議会としてどのような成果物を作成するかご検討いただければと思っております。ここでは、具体的に決まっていなくても構いませんが、来年度成果物を作成するに当たっての予算の調整等がありますので、この時期に大枠を決めていただければと考えております。第4回につきましては、第2回の際に検討いただいた講師の方を事務局のほうで調整させていただいて、勉強会が実施できればと考えております。第5回につきましては、その勉強会の振り返りをしつつ、成果物に関する検討や、翌年度の活動計画について協議を頂ければと考えております。

続いて裏面を御覧いただければと思います。令和6年度については、まだ会議室の予約が始まっていませんので、あくまで時期として書かせていただいております。令和6年度につきましては、5回もしくは4回の開催を考えております。勉強会をもし令和6年度も実施する場合は、開催数は5回になるかと想定しております。進行具合によりますけれども、勉強会は令和5年度のみで6年度は不要ということであれば、4回の開催でも協議可能になるかと考えております。ここは今後の進捗を踏まえて皆様からご意見を頂きながら、どうするか決めていければと考えております。

令和6年度の協議内容につきましては、主に成果物に関する議論がメインと

なります。そして、最後の協議会になる第9回もしくは第10回の協議会では、最終的にこの2年間の今期のまとめ、それから成果物を市にご提出いただく際に一緒に添える報告書の作成・確認を頂く想定をしております。

続いて資料5も併せて御覧いただければと思います。A4横で印刷している資料になります。こちらは、過去の青少年問題協議会のテーマ、講演会、それから成果物の情報を一覧にまとめさせていただいたものになります。講演会の情報については、書いてある見出しの先頭にダイヤモンドをつけさせていただいております。作成いただいた成果物の情報については、見出しの前に丸のマークをつけております。今後、テーマや講演会の内容、それから成果物の検討を頂く際などの参考にしていただければと思います。

令和3・4年度の作成した資料につきましては、先ほど見ていただいた資料6になります。

青少年問題協議会の活動についての概要説明は、以上になります。

会 長： ご説明ありがとうございました。1点、テーマ・講演・成果物一覧の昨年度令和3・4年度の真ん中の講演の欄ですけれども、学芸大准教授の柴田先生にお話しいただいたのですが、タイトルが「地球でやさしく」とありますが「地域でやさしく」の誤りです。随分スケールが大きくなってしまっていますが、「地域でやさしく」と昨年度のテーマに沿った話をさせていただきました。

事務局： 申し訳ありません。

会 長： では、委員の皆様から、今ご説明がありました本協議会に関するご質問や計画案についてご意見等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

では私から。成果物ですけれども、昨年度もポスター制作を行いました、過去のものを見ていますと、必ずしもポスターに限らなくて、平成25・26年度はパネルディスカッションという形でイベントのようなことを開催したり、予算とできる範囲であれば柔軟に対応できそうだといいことよろしいでしょうか。

事務局： 昨年度の経験を生かしまして、第3回の時に成果物についてご議論いただければ、ある程度予算の調整や会場の確保など、事前に事務局のほうで準備ができるかと思っております。ですので、必ずしもポスターでなければいけないというのはなく、皆様のご意見を踏まえて調整させていただければと思っております。

会 長： 参考にですけれども、昨年作ったポスターの配付場所について概要を、どんなどころに貼ってあるとか皆様にご説明いただいてもよろしいでしょうか。

事務局： 昨年度作成いただきましたポスターについては、市の公共施設、例えばスポーツセンターや地域センター、図書館、児童館等に配布させていただいたほか、各小学校、中学校にも配布をさせていただいております。また、昨年度に

つきましては、大きめのポスターのほうが目立つだろうということで、A2サイズのポスターを印刷して配らせていただきました。

会 長： ありがとうございます。ご質問とかご意見等ございますでしょうか。

委 員： 駅に貼ってあったのを見たのですが、国分寺駅か国立駅かどちらかだったと思います。

事務局： はい。駅にもご協力いただきました。

委 員： すぐなくなっていました。

事務局： 掲載希望が多くある人気の掲示場所については、掲載スペースの限りがあるので掲載いただける期間がどうしても短くなってしまいう傾向があります。

委 員： 駅で見たときは、あっ、と思いましたけれどね。

事務局： 市の施設以外の市内の各施設でご協力いただけそうなところには依頼を出させていただいて、ご協力いただいております。

会 長： いいでしょうか。ほかにご質問、意見等なければ、この活動計画案のとおり進めていくということで大枠としてはよろしいでしょうか。

では、資料4の活動計画案に沿って令和5・6年度は進めていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

では、次第の3、協議事項（1）令和5・6年度に取り組むテーマの検討に入りたいと思います。先ほど皆様が活動されている中でお話しいただきました中で、最近気になっていることですか、課題に感じていること、あるいはテーマとしてこんなことを取り組みたいという話がありましたら皆様の自由な意見交換、テーマに関しては特に市のほうからこういうふうにやってほしいというのはあまりなくて、フリーに皆様の意見を出し合いながら決めていくという形になっておりますので、意見交換を皆様とさせていただければと思っております。今、日々の活動で感じていること、地域のお子さんとか子どもに関して感じていること、あるいはこんなテーマで取り組みたいということがありましたら、遠慮なくご意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

委 員： 私から2つあります。1つは、前回講師の方から、ほかの市ではやっているのに国分寺市ではやっていませんねという指摘をされたことがあります。これは、施設に通っている子どもたちが施設を出てから寄る辺がない。小説にもなっていますから、多くの方はご存じなのかなと思いますけれども、そういった組織がよその市にはあるのですよということを言われました。そのことについて取り組むということは、相談をするだけでも意味があるのかなということが1つです。

ただ、僕、前回の最初のときに青少年は何歳ですかと聞いたのですよね。お答えはなかったのです。子どもとは限らない。青少年といったときには18歳ぐらいまでなのかなというのが成人にもなってしまうしということで、考えようはあるのかもしれませんが、18歳で施設を出た人たち、彼らはやは

り青年だと思うのですよね。青少年に対する施設あるいは取組という意味では、前回講師から指摘されたことでもあるので、取り組んでおきたいというのが1つです。

もう1つ私が思っていることは、スマホ依存とかゲーム依存ということが言われています。スマホ依存というのはどういうレベルで依存と言われるのか、またゲーム依存というのは少し質が違う部分があると思いますけれども、その調査を行ってみたら、その危険性、可能性のない子どもら、青少年は3割に満たないという数字が出ているのです。これは国分寺市でも取り組むべき問題ではないのかと。

最近キレる子どもという言い方があります。キレるということは、昔、数十年前にキレる子どもはいたのです。私は杉並工業とか田無工業におりまして、杉並工業などでは、それこそあるクラスは2年生になったのは半分以下というような大変な状況がありましたけれども、キレる子どもはそういなかった。キレることで自分を解放していたので。だから皆さん親御さんをやっている、子どもがワッと飛びかかってくるようなときには、きっと受け止めて抱きしめてやってたんだと思うのです。ですから、昔のキレる子どもに対して私らがやっていたことも同じなのですね。受け止めて、受け止め方はひっぱいたりしたかもしれませんけれども、抱きしめてやるということでキレるところを矯正していく、そういう働きかけはしていたものですが、今の子どものキレるところというのは、スマホを取り上げられただけでキレる、親に飛びかかる、刃物を持って飛びかかっている。そんなことが特別でなくなっているという状況、これは昔のキレるとは違うと思うのです。

スマホは取り上げればいいのだと知らない人は言うかもしれないけれども、少し知っている人はそんなことは言うはずがない。取り上げることがどれだけ難しいか。スマホ依存だった子どもが、スマホから離れたときにどれほど解放されたか。そういったことの報告というのも、むしろ教育の現場よりも医師から出ている。そういったことも併せて調べて、また国分寺の教育の現場で青少年の指導、育成の中で状況を調査する、あるいは対応を講師の方にいろいろ言ってもらって、今、私は医師と言いましたけれども、1つはそういうことをやっている医師の話、1つには教育の現場での取組の話といったことで、2種類講師を招いてというぐらいのことで、その結果を市に公表していく、困っている親たちに聞こえるように、見えるようにしていくことはできないかなということが2つ目です。以上です。

会長： ありがとうございます。今ご意見頂きました青少年は何歳なのという、前年度も確かにお話しいただいたと思います。今のご意見としては18歳で施設を退所する、基本的には18歳で、今回児童福祉法の改正がありまして、もう少し手厚く18歳以降をサポートしていこうという法律上の根拠ができたばかり

のものではありますけれども、実際の取組としてはNPOとかいろいろなところが行っていることではあるのですが、そういった部分に関しての取組をテーマとしていくということ、それからもう1つはスマホ依存、ゲーム依存に関してのテーマ、子どもが育っていく中での依存の問題というのがあるのではないかとということで、それをテーマしたらどうかというご意見でした。

今のご意見に対してでも構いませんし、また皆さんそれぞれのお考えでも構いませんけれども、ほかにご意見等はいかがでしょうか。

委員： 今、いろいろな子どもたちがいて、実際に私、中学校のほうの学校運営協議委員会をやらせていただいているのですが、子どもの不登校についての話とかはやはり出たりするのです。実際に起き上がれない病気で、起立性の病気で学校に来られない子どももいれば、特にこれといった理由もなく来られないお子さんもいたりとか、様々なお子さんがいるのです。

今、私の一番下の息子は高校3年生なのですが、発達にでこぼこがありまして、ただ、発達障害の診断は受けていません。なので、支援は一切受けることが今までできていません。全て親がマンツーマンの状態で子どもの進学に関しても本当につきっきりでやってきました。今現在通っているのは、普通の通学型の学校には通ってなくて、今、割と話題になっているN高等学校に在籍させていただいています。でも、今後は進学について、今、本当につきっきりで、子ども自身がなかなか動かないので、私が一緒にやろうよという形でやっています。

実際に発達にでこぼこがある子で支援を受けられない子もいます。発達にちゃんと支援を受けられる子もいますけれども、私と同じように悩んでいる親御さんは結構いらっしゃると思うのです。そういったことをどうやって寄り添っていったらいいか。実際に支援を受けられない状態の中で、どうやって子どもたちと共に歩んでいったらいいかというのができたらいいなど、実際にそういう子を持つ親としては思うところがあります。

会長： ありがとうございます。

委員： テーマの検討についてから外れてしまうかもしれないですが、私、今回初めて参加をさせていただいております、前期の引き継ぎ等であるのかもしれないですが、現状国分寺市が抱えている青少年問題というのは何なのかというのは明確といいますか、親御さんであったり学校の職員さんであったりとか学校からの問題であったりとか、そういったのはアンケートを取ったり集計を取ったりだとか、そういったことは前期でされているのでしょうか。

会長： 前期もその話題は出たことは出たのですが、青少年問題協議会としてはそういうアンケートはなかなか実施が難しくて。

会長： 体制上の問題とかもありまして難しく、地域の皆様が集まってそれぞれの知見の中で。

- 委員： 問題を聞きながらということですね。
- 会長： そうですね。また持ち寄りながら、そこでテーマを決めていくというのがメインになっています。
- 委員： 分かりました。まず1番目は、国分寺市内で先ほど言われたスマホの問題がそうなのか、不登校の問題がそうなのか、何か明確になるものがあればテーマを決めやすいのかなと思ひまして。私からのテーマの検討ではなくて、今、国分寺市内で抱えている現状の子どもたちの問題とかがもう少し分かりやすく、こういうのがあるよとか、そういうのがもし資料であればいいなと思ったので、これは意見として残させていただければと思います。
- 会長： ありがとうございます。
- 委員： 一昨年私が初めてここに来たときに、ほぼ同じことを言ったのです。それで、もう少し私は意地悪なものですから、行政のほうでそれを捉えている問題があるのでしょうか、僕らにやってほしいというところはないのですかと行って、出してくださいと言ったのです。そこで出してくれた資料は、一昨年の記録の中にあります。
- 会長： 私も記憶が定かではないのですけれども、出していただいたものはどういう内容でしたかね、もし今、分かれば。分からなければまた次回。
- 委員： 大枠的なものだったからね。
- 会長： そうですね。これは協議として話しするのですが、青少年の範囲はどこなのというのは確かに法律とか制度によってまちまちなのですけれども、一応担当する部署の関係でいうと、子ども・若者育成支援推進法の18歳までの子ども時代と、あと大体40代手前ぐらいまでを青年期として捉えて、切れ目のない支援を行っていかうという子ども・若者育成支援推進法の趣旨にのっとって理解していいのではないかという話を私としては考えておりました。ただ、そういう話を前期もしたのですけれども、やはりターゲットを絞らないと、この辺りの子どもたちに訴えかけよう、そういう新たな問題にしようと思わないと、全体で捉えてもなかなか難しいですので、テーマを例えば施設を退所したお子さんをターゲットであれば18歳、二十歳過ぎの社会的擁護とか、社会的養護につながるけれども困難を抱えて自立ができないというお子さんもいてですね。

実は国分寺市内にゆずりはさんという団体がありまして、高橋亜美さんという有名な方が運営してされているのですけれども、そこはアフターケア事業などをやっていて、私も弁護士仲間で話を聞いたことがあるのです。施設から出たばかりではなくて、施設に入っていないのだけれども保護されてもおかしくないような状況の中でサバイブしてきたお子さんたちが、やはり自立できなくてつながっているという話を聞きました。

なので、そういったお子さんをターゲットにするのであればその年代の子に



ろから講演に来ていただけるのですけれども、そこでゲーム依存について語っていただけるので、どちらかというとP連主導でそちらが動いていけば、皆さんに披露することができますし、当然市も入っていただいているので、スマホ依存とゲーム依存は何となく動いているのかなという気はします。どちらかというとそちらではないほうに私は力を入れたいなど。もしゲーム依存とスマホ依存の情報が欲しいのであれば、私から発信させていただいて、来年また議事録できるので、9月にやる講演会は有名な方ですけれども、MIRA-iの森山沙耶先生です。9月4日（金）七小の体育館で講演をしていただけるのです。そういった活動が細々ですけれども草の根的に動いているので、それを広めていければなどと思っています。多分、市のほうもそういう考えがあって、だんだん広がっていくのかなと思っています。

1 番目の話は初めて聞きました。そういう課題があるのだなと思いました。

会長： ありがとうございます。余談ですけど、協議会は、国分寺は1つのテーマを決めてそれに向かっていろいろ検討していくという場にはなっているのですけれども、テーマ以外の、地域のお子さんでこういう活動をしていますよとか、それこそ今の話のP連のほうでこういう活動していますとか、子ども食堂の活動をしていますとか、そういう共有する場としても活用できるのではないかなと個人的には思っておりますので、ぜひ情報共有していただければ大変ありがたいと思います。

委員： 小学校にいたのでこれ見ているのですけれども、自治会にも私は入っていません、自治会には回っていないです。高齢の方が多いので、多分ここに興味を引かれないのだと思いますけど。

委員： 私も自治会の会長をやっているのですけれども、会長のところには来ました。1つしか来ていないです。1つしか来ないので、それをコピーして回すしかないです。1枚しか来なかったから。

委員： あと自治会に出なかったときもあるので、そういうときに回っているともう回覧されない。

委員： 回覧しましたけれども、1枚しか来ないというのは悲しかったです。

委員： 高齢の方は時間が取れると言ったら失礼ですけど、自治会の会長は専任でやられているのですけど、割と発信しやすいところなので、自治会の会長には即出していただいて、早めに回していただくと多分回ると思います。地域には回ると思います。

会長： ありがとうございます。

委員： ただ、自治会がない地域もあります。うちはそうです。自治会がないので、一切こういうのは本当に自ら取りにいかねばいけないという状態なので。

委員： たしか、400世帯あって78人しか入っていないです。

委員： うちは4割未満です。

委員： だから、なかなか回覧板で回ってきているという話を周りの方から聞いても、「えっ？知らないよ」というので自分で実際に市の施設とかに行き、実際に自分からアクションを起こさなければいけないというのは確かにあるので、そういったものがパッと見られるようなものがあればいいなと思ったりします。自治会の掲示板みたいなのがいろいろなところに立ってれば、そういうところでポスターが貼ってあるとか、それだと気がつくのですけれども、なかなかそれも見かけないなというか。

会長： あと市報です。

委員： 市報が入っていれば、市報は基本的にポスティングされるので必ず見るのですけれども。

委員： 市報は画面にバーンとありますもんね。小さい字だとあまり見えない。

委員： そうなのですよ。こういったものが目立たない。

委員： 紙面の制限があるのですね。

委員： 1枚、チラシのように差し込まれていると見る機会が、保護者の方とかもあるかな。私も市報を見て子どもをわんぱく学校のほうに参加させていただいたりしたので。

委員： そうですか。

委員： はい、そうです。今、高校3年生の子ですけれども、5年6年と参加させていただいたので。市報とかを見る人は見ると思うので、そういうのに入っていたらいいなと思います。

会長： そこはぜひお願いしたいです。

事務局： 広報のほうと調整にはなるのですけれども、先ほどおっしゃっていただいたように紙面の問題であったり、各課がいろいろな情報を入れたいというところがあるので、そことの調整しだいになってしまうと思います。昨年度も、A2の想定は当初なかった中で、A2の対応をしたため枚数が少なくなってしまった部分もありました。そういったところを踏まえて、今期の計画案のほうでは早めに、できる範囲はどうしても限られてしまうところはあるのですが、対応できる限りはしたいなと思っていますので、ご協力をお願いします。

委員： これまでの活動の成果物を見てきて、ここ3年度分は何となく地域で子どもを育てましようとか子どもの気持ちをという、ポジティブに何か発信しているようなイメージがあったのですけれども、過去の25年度とか27年度を見ますと、いじめとか不登校とかいったネガティブ要素、先ほどもありましたが、こういうことをなくさないといけないということの発信ができていないのかなという気がしました。

国分寺の子どもは非常に出来がいいという言葉はあれですけれども、できる子はできるということで、できない子は埋もれて見えなくなってしまうというのがあるのかなという気がしまして、わんぱく学校でもそうですけど、できる

子というか活発な子は来るのですけれども、それ以外の子が見えてこないというのがあるので、そういった子を助けるような活動が問題協議会なので、そういう活動ができると少なからず、先ほどのP連ではないですけれども、活動はかぶってもいいかなと思うのですけど、まずは不登校をなくす。いじめというのは今あるのかどうか分からないのですが、不登校というのは、私は経験がないのであれですけれども、そういう子どもたちがいるということをもう少し身近な問題と捉えて活動するのも1つのテーマかなと思った次第です。

委員： コロナ禍で他者との接触ができなかった3年間があって、それによって若者、子どももですけれども、人と付き合うことに対して苦手意識を持っている子どもが増えているのを見たりしたものですから、子ども自身がどうやって周りに出ていったらいいだろう、どうやって人と接したらいいだろう、人とお互いが分かり合えるように、自分だけが気持ちよく付き合うのではなくて、相手の気持ちも分かるようにとか、そういったものとかが今、困っている子どもたちに対して何らかのことができないかなと、今お話をお聞きして思ったのです。

うちの子は発信するのが苦手な子なので、私が聞き取ってやっている状態なのですけれども、実際に増えていると思うのです。私の子どもみたいに、ネット上では人とつながれるけれども、リアルでつながるのは怖いというお子さんとかも増えていると思うので、この3年間でますます増えたと思うので、そういったところを1つ入れていただけたらうれしいかなとは思っています。

会長： ありがとうございます。

委員： ぜひ、ポスターではなくて、アクションを起こしていただいて、何でもいいですけれどもイベント系に私はしたいです。来年市役所ができると思うのですけど、場としてはそこに何かがあることを期待しています。そういう交流の場に、ちょうど武蔵国分寺公園に私も行くのですが、近くに幼稚園があって、非常にいいので、あそこと連携して、消防署もあったりするので、イベントをやると人が集まってきて、子どもも多いですし、やりやすいかなと思いますので、できればイベント系でお願いできればなと私は思っています。

委員： 市役所は随分狭いですよね。

委員： そうですか。

委員： 職員が6割ぐらいしか入れない。

委員： リモートワークしていただいて、そこに交流の場を作ってもらった方がいいかもしれない。

委員： 現庁舎跡地にできる施設の方が楽しみかもしれないです。

委員： こちらに新しくできる施設。たしか過去にポスターだとか小冊子を配っていますけれども、25年度のパネルディスカッションというのは確かに興味深いです。

委員： 子どもと実際に意見交換会できたらいいですね。子どものリアルな声を聞きたいですね。

会長： 他にいかがですか。

委員： 今、コロナというのがありましたけれども、私どもの会社で3年間、コロナだから制約がいろいろ活動にあったのですけれども、今期かなり活動が変わってきているのですよ。恐らくポスター制作というのは、限られた環境下の中でたどりついた成果だったのかもしれないので、おっしゃったとおり今期何か契機として考えるのであれば対面コミュニケーション、対人というのですか、その辺りを何か盛り込めると、せっかくの契機になると思いますのでいいなと私も思いました。

会長： ありがとうございます。他に何かありますか。

委員： 現役から随分たっておりまして、具体的な問題を提起することに自信がないのですが。でも、私が子どもを育てている時代と変わらない問題がいまだに続いているのだなということを実感させていただきました。継続していかなければいけないことだし、さらには忘れてしまっはいけない問題ばかりだなと思います。

先ほどおっしゃっていただいた1番目の、施設に通っている子どもたちは施設を出てからの居場所、心のよりどころという問題は、かつてもそういう話がありまして、実は私が学生の頃の権利擁護の活動の中でもありました。つまり、私は60半ばですけど学生の頃から抱えている問題が、いまだに問題として世の中にあるのだなということを実感しました。

だから今年はと言われますと、皆さんたくさんの問題意識を持たれていらっしゃるの、どれもこれも全部やりたいとすごく思います。ただ、おっしゃってくださったように、やはり年齢と問題に対してフォーカスして、今一番大事なものはゲームの問題とか、一番大事なことなのかなと思います。

会長： ありがとうございます。昔から養護施設はもともと18歳で卒業、退所して、あとは自力で頑張るという時代が長かったと私も聞いておりまして。今も制度としては出来初めて運用も始まっていますのですけれども、まだまだ人的、物的、予算的な制約もあるのですけど、一応ケアリーバーという名前がついたのです。退所して困難な局面にいる子をケアリーバーと呼んで支援をやっていくという動きがようやく出始めている。この機会にそれを1つ入れるのも面白いかなと思っております。

他に、ご意見いかがでしょう。

委員： 伺っていてごもっともな問題がたくさんあって、どれも深刻だと思っています。小学校の立場で言うと、スマホもそうですけれども、タブレットとかも合わせて非常に深刻です。先ほどのような、先日新聞にも出ていたお話だと思いますけど、家庭内でスマホが使えない、パソコンが使えないという中で取り上

げればどうなるかというのは、そういう 1 例だけではなくて現実的に市内でもそういう報告があるわけです。

それに対して学校の指導は入らないです。各関係機関と連携して情報提供する、あるいは大きなことは児童相談所に通告するという手順を踏んでいくしかないですし、ふだんのタブレット端末の生活指導面は、学校にいる間は使い方についての指導もありますし、e ルールという形で子どもと一緒にルールを作りましょうとか、保護者への様々なしかるべきプリントも併せて配布しますが、世の中、持ち帰らせてそれを活用するという方向にかじを切っていますので、この夏休み中も持ち帰らせなさいという指導が入るわけです。課題も与えてということになりますけれども、持ち帰った後の管理が学校はできないわけですから、そこが結局難しい状況になっているのだらうなと思っています。

私は、もう子どもたちは社会人ですけれども、時代は少し違うかもしれませんが、高校入学までは持たせないと決めて闘いました。それから持ってからも、誓約書で紙にいろいろルールを書いてやりましたが、大学生になり、社会人になり今話しをすれば、そういうことが大学受験の勉強とかも落ち着いて勉強することができたとか今なら言えますけれども、結局どうブレーキというか病気ですよね。WHOは定義をつけて病気と認定していますので、七小でも先ほどお話があったように講師の先生にお話を伺いますが、どうしていったらいいだろうというのが本当に正直なところなんです。

会長： ありがとうございます。なかなか学校でのご苦労は尽きないのではないかと想像します。他にご意見等はございますか。

委員： 警察というのは、最終手段のようなところかなと思っておりまして。うちにご相談に来るといって、犯罪少年として扱う、傷害事件を起こしたとか、親御さんが被害届を出されれば事件として処理せざるを得ないというところなので。ただ、最近よくあるのは、子どもが親の金を持ち出すとか、そういうご相談を受けるのですけれども、そこを警察が介入すべきかどうかというところなんです。私なんかだと、しつけの 1 つであるのかなと思うのです。人のものを盗んではいけないというところなんですけど、私の言うことは聞かないので警察から注意してくださいとかですね。警察は注意、人のものを盗んではいけませんよと教えるのは別にいいですが、あとは 110 番をかける親御さんもいて、子どもが言うことを聞かない、暴れています。110 番が入ると警察は行かざるを得ないので。それは家庭内で解決してくださいとは言えない今のご時世ですので、警察官はパトカーなりでご家庭に行くのですけれども、行くと落ち着くのです。お巡りさんの顔を見たから落ち着いたということもあって、なかなか子育ては難しいですよねと思うところもあります。

ただ、警察が介入すべきというところは、本当に最終手段だという形で考えなければいけないかなと。ここは親御さんでどうにかなりませんかと言いたい

ところがあります。家庭内暴力がはやった時代もありましたけど、兄弟げんかをするので止めてくださいという 110 番もあるのです。話を聞くと小学生同士とか。それは警察が入って止めることなのかなという、そこら辺は難しいところでもあるのですけど、そういったところで子育てというのは、私も実際プライベートでは子育てもしましたし、もう大きくなったのですけれども。時代時代の背景で難しいとは思いますが、なるべくだったら私の個人的主観としては、警察が介入することのない家庭、世の中、もちろん夫婦げんかもそうですけど、そういったところにどうにかならないものかなということをつくづく感じて、日々業務しております。

会長： ありがとうございます。警察の方が来られてもなかなか手出しのしようがないということ、生活安全課の方々には特に多いかなと想像しますけれども、ある意味ではそういう状況が家庭の問題というか、課題を浮き彫りにしている部分もあるでしょうし、結局 15 歳未満のお子さんの非行ですと触法ということで兎相のほうに行くということもあって、逆に通過点で、また地域でその家庭、その子の課題が残ったままどうやっていくのという、その次がまたあるというような難しい状況が今、増えているのかなと想像したりもしております。ありがとうございます。

委員： 今のお話に関わることで、警察だと言われましたけれども、都の教育相談には、子どもが友達のことや先生が何とかしてくれなければいけないのにしてくれない。教育の側としては、子どもがそこで育っていくということを考えるわけです。子どもが壁にぶつかって頑張っていくとか、人付き合いを覚えていく、それはあつれきの中で覚えていく。そこを親として助けるとかではなくて、人のせい、うちの子どもが悩んでいるのはあの子が悪い。うちの子どもが悩んでいるのは学校の先生が悪い。しまいには警察という、そういう親の在り方というところは 10 年前から問題にはなっているところで、私が思ったのは、私たちが親の育て方が悪かったのですよね、すみませんねと思うわけなのです。

委員： 今、お話を聞いていて思ったのですけれども、実際に私の周りでも、自分がやるべきしつけを学校にお願いする保護者の方が増えているというのは、子育てをしている中ですごく感じます。青少年の問題ではあるけれども、実際は親の問題でもあるから、親も子どもと一緒に育てなければいけないのではないかな。私は親に育ててもらったことがない側なのですけど。長く嫌がらせを受けて、住んでいた街の生活安全課に、ストーカー行為みたいなのをされていると相談に行ったこともある側なので育ててもらっていないのですけれども、逆に自分が育ててもらわなかった側として周りを見てみると、かなり甘ったれている親御さんが多いなということをつくづく活動中に感じていまして、何かあれば誰かにお願いすればいい。ではなくて、あなた自身の問題でもあるのだよ

ということで、やはり青少年だけではなく、青少年を育てている親自身のことも含めて何か取り組んだほうがいいのではないかと、親を抜きにしないほうがいい気がするのですけれども、いかがでしょうか。

会 長： ありがとうございます。田中さん、いかがですか。何かご意見等ありますか。

副 会 長： 皆さんの話を伺っていて、やはりコロナの時代を過ぎて人と人とのつながりが希薄になってしまっている今のこのときですから、これは昔に戻すというか、やはり家庭があって、地域があって、社会があってという、そういう組立てに戻していかなければいけないとなると、家庭の役割というのはとても大きくなっているのではないかと思います。

今、どうしていいか分からないから相談所に相談にいくとか、警察に行ってしまうとかあるのですけれども、そうではなくてもう一度家庭の役割を考えるという、そういうところを皆さんしませんかというテーマにしていったらいいかなと思いました。

一応予算とかもありますから、ポスターにするかどうかというのは一応決めなければいけないのですよね。

事 務 局： できれば、第3回ぐらいを目安に決めていただけると事務局としては準備がしやすいです。

副 会 長： 今、こうやって皆さんとお話ししていて、去年は立派なポスターができましたけれども、駅もすぐ剥がされたりあまり気がつかれなかったりして、本当にもったいなかったなという気はしますけれども、ポスターではなくて何か違う形をみんなで考えていけたらいいかなと思いました。

会 長： ありがとうございます。

委 員： 今のところで言わせてください。ポスターというところでお金をかけるよりは、講師にいい話をしてもらったのなら、それを大きな場にしてほしい。親たちが来られる場にしてほしい。そこに参加してくれた親たちが変わっていく。問題を抱えた親たちが集まってくる、そういう場を作ることが大事ではないか。そして、このような学習をして、私なりにまとめたものというのを別にポスターにするのではなくて、知恵として広げていくというやり方を考えるのがいいのではないかなと私は思います。大きな会場を借りたらポスター代は飛びますのでね。

会 長： ありがとうございます。一応、私のほうも自分の考えを。皆さんからいろいろお聞きしまして、いろいろなテーマが考えられるなとすごく参考になりました。

私個人的には、先ほど挨拶のときにも触れました子ども基本法というのが、子どもの権利条約自体は1994年に日本は批准をしています。ただ、そこから29年たってようやく基本法ができて、こども家庭庁が子どもを真ん中にした社会を作っていこうという方向に、ある意味では転換をする局面にあると。

そういうふうには法律を作ったからできるわけではなく、子ども自身、それから子どもを取り巻く全ての大人たちが、子どもの権利とは何だろうと考えて、知って、認識を深めていくことがとても大事だろうと感じています。

私の個人的な思いとしては、子どもの権利とか意見を大事にとすると、どうしても子どものわがままを許すのではないかとおっしゃる方が一定数いらっしゃって、どうしたらそれを払拭できるのか、突破できるのか、大変だなとすごく今頭を悩ましたりして、単純に子どもの権利を啓発する大きなテーマ、今、特に日本で遅れているのは子どもの声を聞くという、先ほど不登校のお子さんの声はなかなか聞く機会もないし、聞いていないよねというお話があったと思うのですけれども、本当に困難にあるお子さんほど声が出せない環境にもあるし、自分から声を出す力も失われていく状況にあるという中で、子どもの意見表明権と言ったりもしますが、子どもが自分のことに関して意見を聞かれるという、そういう権利があるのだということを知ってもらいたいし、周りの大人にも大事にしてもらいたいと最近よく思っています。

そんなところも絡めてテーマが決めたらいいかなと思っております。例えば子どもから話を聞くイベントができたらすごく素敵だなと思いました。ありがとうございます。

今日は時間がもう来てしまいましたので、次回、今日の頂いたご意見を踏まえて、またもう一度議論をしながら、できれば次回テーマを決めて、あとはテーマのタイトルも決められたらというところがありますので、皆様ぜひ次回もよろしく願いいたします。

では、最後に次第4。その他ということで、事務局のほうから何かございますでしょうか。

事務局： 次回の会議日程のご連絡をさせていただきます。次回は8月25日午後2時から、場所は書庫棟会議室を予定しております。開催日が近づきましたら、開催通知と次回の資料を送付いたしますので、ご確認いただければと存じます。また、開催通知と併せて本日の議事録案を送付させていただき予定となっております。本議会については、資料や議事録を公開することになっておりますので、内容をご確認いただき、修正箇所等がありましたら、期日までに事務局までご連絡ください。なお、特に修正がない場合は、連絡は不要です。

修正があった場合は、次回の会議までに修正内容を反映したものを作成し、会議の際に皆さんに共有させていただきます。その上で議事録内容の確定の確認を行い、公開させていただくという流れになりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

会長： ありがとうございます。では、議事録の件に関して、今ご説明いただいた流れで対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは皆様、特にその他よろしいでしょうか。

委員： 何度もすみません。また行政のほうに注文になるのですが、今、出されたような幾つかの問題について、ほかの近隣の市で、例えば三鷹とか八王子とかではどのような取組をしてくれているだろうかということ、全然予算から違いますから、この委員会が現場にどンドンどンドン行っている、そういう委員会もありますから一概に言えないのは分かりますけど、報告が出ていると思うので、それをこっちはこうだ、こっちはこうというのを見せていただけたらうれしいなと思っています。

会長： 青少年問題協議会は他の近隣の自治体でどのような取組をしているのかというのを可能な範囲で調べて、共有をお願いしたいということですかね。分かりました。

事務局： 今頂いたご意見については、各市のほうからも共有で冊子を作って送っていただいている自治体様とかいろいろございます。次回、そういった情報をまとめさせていただいて資料を提出させていただきたいと思います。都内全部というのはなかなか難しいので、近隣市を中心に事務局のほうで作りたいと思います。

委員： 大変だから三鷹、八王子からで。

事務局： 特に三鷹、八王子が先進的かなとお考えですか。

委員： 彼らは動いているから、現場に出ている。

事務局： 前回、三鷹市の講師の方にもお越しいただいたこともありますので承知しました。

委員： 八王子はこの会議のメンバーが現場現場に行き話合っている。

委員： 個人的には、子どものイベントが多いのは小平市だと思います。施設も多くてグラウンドもたくさんある、遊び場もたくさんあります。国分寺市は小さいです、公園も少ないですし、駐車場も少ないのでイベントはあまりないですけども、三鷹市と八王子市は都心なので人がたくさんいるからいろいろなことができる。税金がたくさんある。小平市は土地が広いので、子どもに対しては手厚い。

委員： スポーツセンターもありますしね。

委員： そうですね。国分寺にはフットサルにしてもバスケットボールにしても、公式のサイズの場所はありません。20 掛ける 40 というスペースがありません。

委員： 小学校を使ってイベントを六小さんで、夏祭りをやりましたけれども、グラウンド使えるといいなと思いました。

委員： 小中高校含めてありません。

会長： また近隣の情報をまとめていただければと思いますので、よろしく願います。

では、本日の第1回の青少年問題協議会は、以上をもちまして閉会とさせていただきます。

いただきます。皆様、お疲れさまでした。

——了——